

目 次

告 示

- 4 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正・・・ 1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 4 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、佐渡市事務所の項に係る変更については平成 29 年 10 月 16 日から、新潟市事務所及び加茂市事務所の項に係る変更については平成 30 年 10 月 5 日から実施した。

令和 3 年 3 月 23 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

改正後		改正前	
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			
(1) 総括店 (略)			
(2) 収納代理金融機関			
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取り まとめ事務〕 第四北越銀行 本店 新潟市	収納店の名称 (会費収納の事務)	収納店の名称 (会費収納の事務)
新潟市事務 所	(略)	(略)	(略)
加茂市事務 所	(略)	(略)	(略)
佐渡市事務 所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
加茂市事務 所	第四北越銀行 加茂支店 加茂市	西加茂支店 加茂支店	西加茂支店 上条支店 加茂支店
(略)	(略)	(略)	(略)
佐渡市事務 所	第四北越銀行 佐和田支店 佐渡市	羽茂農業協同組合 本所 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店	羽茂農業協同組合 本所 新潟県信用漁業協同組合連 合会 佐渡支店
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。